

○市立四日市病院企業職員の年次休暇の時季指定に関する規程

令和 2 年 4 月 1 日
病院管理規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市立四日市病院企業職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 (平成 17 年病院管理規程第 11 号) に基づき、市立四日市病院に勤務する企業職員 (以下「職員」という。) の年次休暇の取得に関し必要な事項を定めるものとする。

(年次休暇の時季指定)

第 2 条 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例 (昭和 28 年四日市市条例第 5 号。以下「条例」という) 第 9 条第 1 項に基づく年次休暇が 10 日以上与えられた職員に対しては、条例第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、付与した日から 1 年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち 5 日について、任命権者が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が条例第 9 条第 3 項による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。